自治体において企業主導型保育を推進するメリット

保育施策の観点から

【資料1-3】

市区町村による保育の受け皿の計画的な整備を補完するものとして、 待機児童の解消につながる。

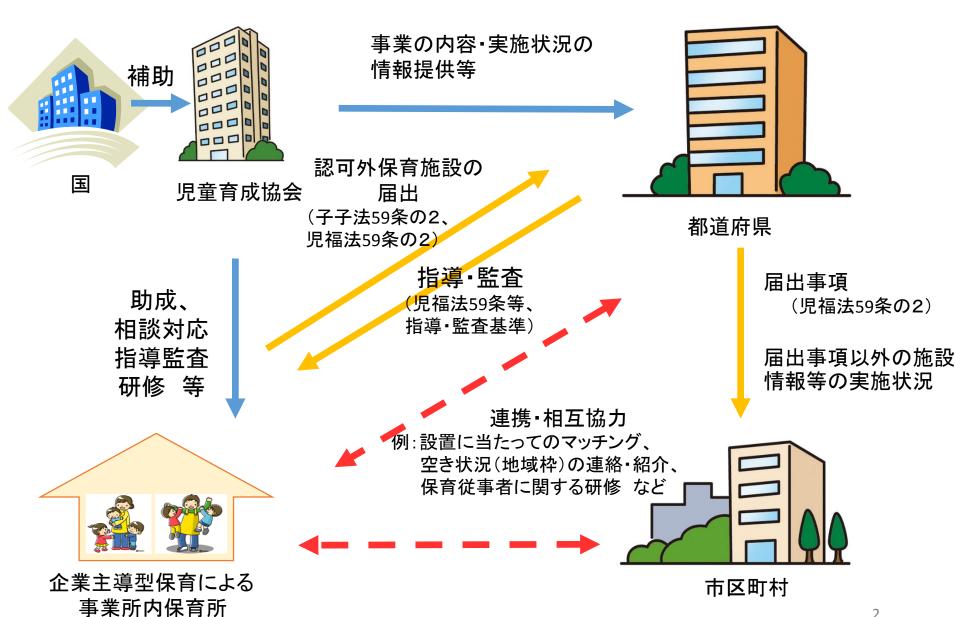
- > 人員、設備等は、認可並みの質を確保
- 企業が保有する不動産を活用することも可能
- > 財源は事業主拠出金を活用

産業振興、女性活躍推進の観点から

育児休業制度などを活用しつつ、出産後も働くことができる職場環境を整備することにより、<u>地域の労働力確保</u>や女性の活躍推進につながる。

- ▶ 従業員の多様な働き方に対応した保育サービスを 提供可能
- > 子育てに優しい企業は地域の魅力向上にも寄与

企業主導型保育と都道府県・市区町村の関係について(全体イメージ図)



企業主導型保育と都道府県について(都道府県の役割)



都道府県

- ☞「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」 等による認可外保育施設としての企業主導型保育に係る 事業所内保育施設(以下「企業主導型保育施設」という。) への適切な指導監督
- 認可外保育施設としての届出事項(保育サービスの内容、利用者負担額、保育士等の配置数等)、連携施設の有無、地域枠の設定状況など企業主導型保育施設の情報について管内市区町村への情報提供
- → 子育て支援員研修の実施、地方自治体又は公益財団 法人児童育成協会(以下「協会」という。)の実施する子育 て支援員研修の企業主導型保育施設への周知、研修へ の参加を促進
- 企業主導型保育施設の設置を希望する企業等からの 問合せに対し、協会等の連絡先や事業情報を紹介する等 の助言・設置への働きかけ
 - (地域における設置の二一ズが高い場合には、企業等からの相談に基づいた共同設置の提案も考えられる)

企業主導型保育と市区町村について(市区町村の役割)

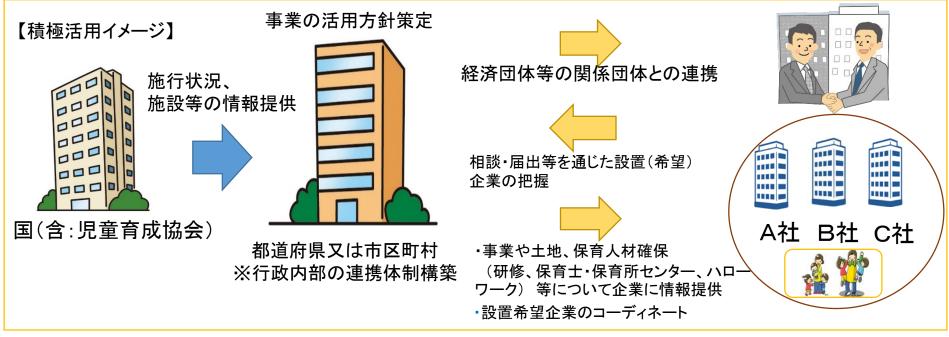


- 認可外保育施設としての企業主導型保育に係る事業 所内保育施設(以下「企業主導型保育施設」という。)に関 し、児童福祉法に基づく都道府県への必要な協力
- ☞ 保育所等への入所を希望する保護者に対し、企業主導型保育施設も含めて情報提供
- 地方自治体・公益財団法人児童育成協会(以下「協会」 という。)において実施する保育従事者等に対する研修に ついて、企業主導型保育施設への周知、研修への参加を 促進
- (地域における設置の二一ズが高い場合には、企業等から の相談に基づいた共同設置の提案も考えられる)
- 企業主導型保育施設からの求めに応じて、連携施設の 設定について必要な協力を行うよう努める

企業主導型保育事業の積極活用について(例)

前二頁の取組に加え、自治体において、より積極的な企業主導型保育事業の活用の検討もお願いします。

※ 積極活用を行うため、自治体内で福祉部局と商工労働部局等の連携体制を組むことも考えられます。



<パターン1>

経済団体等の関係団体と連携し、企業の設置を推進

くパターン2>

企業主導型保育事業、保育士確保(ハローワーク、保育士・保育所支援センター等)、利用可能な土地の情報の提供など設置への協力

くパターン3>

企業主導型保育事業への関心が高い企業に関する情報を収集し、企業の共同設置を提案(コーディネート)

待機児童の解消、地域の産業振興、仕事と子育ての両立、女性活躍推進などの効果

企業主導型保育と保育認定、待機児童との関係について

<企業主導型保育と保育認定>

- ・ 企業主導型保育事業においては、事業実施企業において「保育が必要であること」について確認を行うこととしており、保護者が市区町村による保育認定を受けなくても利用可能。
- 他方、地域枠における入所要件の確認のために、設置者において、保育認定を活用することも可能。
- 認可の保育所、小規模保育所等と企業主導型保育を保護者が併願する場合には、市区町村は保育認定を行う必要。企業主導型保育を保護者が単願する場合についても、市区町村にとって、将来的な認可の保育所等の利用など当該市区町村域内の保育ニーズの把握につながることから、保護者の申請に基づき、保育認定を行うようご配慮いただきたい。

<企業主導型保育と待機児童>

- ☞ 企業主導型保育施設を利用している子どもについては、待機児童のカウント外
- 企業主導型保育施設の利用情報については、
 - ・施設から、利用者の居住市区町村への情報提供
 - ・居住市区町村による保護者への状況確認により把握願いたい。